

## 朝日町会計年度任用職員募集案内

令和8年4月1日付けの朝日町会計年度任用職員を下記により募集します。

### 1 募集受付期間及び時間（全職種共通）

- ・令和7年12月16日（火）から令和8年1月6日（火）まで
- ・開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

### 2 募集職種等

別紙「朝日町会計年度任用職員募集一覧」のとおり

### 3 任用期間

原則1会計年度（4月1日から3月31日まで）以内

### 4 応募要件

○地方公務員法第16条の規定に基づく、以下の欠格条項に該当しない方とします。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者
- ・当町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した方

### 5 応募方法

応募書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・朝日町会計年度任用職員採用試験受験申込書 ※総務課で直接受け取るか、又は町のホームページでもダウンロードできます。</li><li>※必要事項を記入のうえ、写真を貼付し提出してください。</li><li>※資格を要する職種については、当該資格を証する書類の写しを添付してください。</li><li>※試験区分欄は、それぞれの職種区分をご記入願います。</li></ul>
提出先	朝日町役場総務課総務係 〒990-1442 西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地 TEL 0237-67-2111

### 6 選考方法

書類選考及び面接試験

## 7 試験日

詳細は、申込者に通知します。

## 8 給料（報酬）・各種手当・休暇等

○給料（報酬） 給料、報酬の支給単位は、月額、時間額となります。

○各種手当 条件を満たす場合に、通勤手当（費用弁償）、時間外勤務手当（報酬）等、期末手当、勤勉手当（任期が6ヶ月以上の者に支給。ただし、1週間当たりの勤務が15時間30分未満の場合は支給対象外）が支給されます。

○休暇制度 任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（夏季休暇等）が付与されます。

○社会保険等 (1)共済組合（短期共済）及び厚生年金保険の加入について

下記①～③の要件を満たす場合は加入

①勤務時間が週20時間以上の場合

②月額賃金8.8万円以上の場合

③2カ月を超える勤務が見込まれる場合

(2)雇用保険の加入

勤務時間が週20時間以上で任期が1カ月以上見込まれる場合は加入

## 9 服務等

○地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。服務規定に反した場合は、懲戒処分の対象となります。

○任用は、条件付となり任用後1ヶ月間を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

○会計年度任用職員は、人事評価制度の対象となります。

## 10 再度の任用等

1会計年度終了後、人事評価等により公募によらず再度任用される場合があります。